

平成21年11月27日

資 料

(納税環境整備[地方税])

税務手続について

【租税罰則の見直し】

- 地方税における罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準に引き上げられたが、一部の税目を除き、それ以降見直されていない。

※軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引上げ等の見直しが行われている。

- 論点については、国税と同様。

【更正の請求期間の見直し】

- 現行の更正の請求期間は1年間とされている。

- 論点については、国税と同様。

【添付資料の簡素化等】

- 住基ネット情報について、地方団体は現在でも当該団体の区域内に係るものは、地方税事務に利活用することが可能。

※都道府県は条例に規定することが必要。

[使用例]

- ・ 特例適用審査 自己の居住の用に供することを証する書類が不要（不動産取得税）
- ・ 納税義務者、還付通知書返戻分の住所確認

- 地方団体の区域を越えて住基ネット情報を利活用する場合には、法律に規定することが必要。

【還付加算金制度について】

- 法人住民税等に係る還付加算金の起算日についての規定の整備を検討。